

第一章 章名及位置  
第一條 本支部は關東鐵造労働組合野田支部と稱し日本労働總同盟關東鐵造労働組合に加盟す

## 第二章 組織及機關

第三條 本支部は左の資格を有する野田町地方の一般労働者を以て組織す

一、満十五才以上の労働者にして素行方正なる者

本支部員中、購買部從業員、日雇労工、工員寄宿舍炊事從業員は第十八委員會之を統轄す

第五條 本支部は統制の便宜上之を會員の勤務工場毎に分ち工場委員會を置き之を統轄す

第六條 本支部に左の機關を置く

一、大會 二、委員會 三、理事會 四、工場委員長會議 五、工場委員會

第七條 大會は本支部會員全部を以て組織し、毎年一回支部長之を召集し本支部に關する

重要事項を協議決定す

但し委員會に於て出席委員四分三以上の賛成を得たる時は支部長は臨時大會を召集することを得

大會の期日は開催期日一ヶ月前の委員會に於て決定するものとす

大會の議長は支部長日にして議事は出席員の過半數を以て決し可否同様なる時は議長の決する處による

第十一條 議長は大會中に於ける各種會合の司會者たるものとす

議長は開會と共に左記各種の大會委員を任命するものとす

一、豫算委員二、會計監査委員三、規規委員四、建議案委員五、大會告記 其他

第十二條 委員會は本支部役員全部を以て組織し本支部に關する一般の事項を協議決定す

第十三條 委員會は毎月五日の定期委員會以外に必要に應じ支部長之を召集す 定期委員會は午後二時開會とす 但し期日及時間は理事會に於て變更することあるべし

第十四條 委員會提出議案は毎月一日十五日午後一時までに書記へ提出するものとす

第十五條 理事會は支部長主事理事會及書記を以て組織し支部長之を召集す

第十六條 理事會は本執行機關にて大會及委員會の決議の範圍内に於て臨機の決議並に適當の處置をなすことを得

二、理事會は必要と認めたる時大會を召集することを得

工場委員會は支部長、主事、理事、會計、書記、及各工場委員長を以て組織し支部長之を召集す

工場委員長會議は本支部所屬の各工場連絡機關とす 但し大會又は委員會の決議の範圍内に於て本支部に關する臨機の決議並に適當の處置をなすことを得

第二十一條 工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得

十九條 工場委員會は本支部會員の勤務工場所屬役員を以て組織し本支部の常備執行機關とす

二十條 工場委員會は委員會の決議の範圍内に於て當該工場會員に關する事項について臨機の處置をなすことを得

二、工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得副工場委員長は工場委員長を補佐し不在の時は代理することを得

二十二條 工場委員會は支部長の指示を受け工場委員長之を統理す

二十三條 工場委員會は決議權を有せざるものとす

## 第三章 役員

第二十四條 本支部に左の役員を置く

一、支部長 一名

二、治警部員 部長一名 副長二名

三、主事 若干名

四、顧問 六名

五、理事 二名

六、會計 若干名

七、工場委員長 二名

八、委員 六名

九、專門部長及部員 若干名

十、會計監査 二名

十一、治警部員 二名

十二、會計監査、は大會に於て選舉す

第二十五條 本支部主事を有給とす

専門部長及顧問は理事會に於て推薦し委員會の協賛を得るものをとす其期日は毎年六月とす

第二十六條 専門部員は共濟社、法律部、出版部を除く外各工場に各一名を置き之を各工場委員會に於て選舉するものとす

第二十七條 委員は毎年六月各工場に於て會員十名に對し一名の割合を以て選舉し支部長に届出するものとす

第二十八條 工場委員長は當該工場委員の互選とす

第二十九條 理事會は本支部に於て選舉するものとす其期日を毎年六月とす

第三十條 支部長は本支部一切の事務を處理し其責に任す

第三十一條 會計監査は會計の監督及審査をなすものとす

第三十二條 會計監査は會計監査員會の規定に從ひ議案を提出することを得

第三十三條 各專門部長は工場委員長の承認を經て専門部員會を開催することを得

第三十四條 顧問は本支部の諮詢に應ずるものとす

第三十五條 顧問は理事會に出席し發言することを得

但決定権を有せざるものとす

理事は支部長及主事と共に連帶責任を有するものとす

第三十六條 理事は工場委員長は當該工場情勢報告書を支部長に提出するを要す

第三十七條 書記は本支部一切の事務を處理し其責に任す

第三十八條 會計監査は本支部の金錢出納並に財產の保管に關する一切の事務を處理し其責に任す

第三十九條 會計監査は會計監督及審査をなすものとす

第四十條 工場委員長は所屬常設工場會員の統制に任す

第四十一條 工場委員長は毎月一回當該工場情勢報告書を支部長に提出するを要す

第四十二條 委員は工場委員長を補佐し、會務の進行を圖るものとす

第四十三條 工場委員會は第十四條の規定に從ひ議案を提出することを得

第四十四條 各專門部長は工場委員長の承認を經て専門部員會を開催することを得

第四十五條 各專門部長は（但自營部を除く）毎月一回各擔任部門の情勢を支部長に報告するものとす

第四十六條 各專門部長は本規約に從ひ内規を作ることを得

第四十七條 各專門部長は本規約に從ひ内規を作ることを得